



攻めの
農林水産業



青森県産
決め手は、
青森県産。



しもきた

新規就農

ハンドブック

令和5年3月

下北地域県民局地域農林水産部

－ 目次 －

I 下北地域の農業	
1 農業の概況	1
2 新規就農者が頑張る「夏秋いちご」	4
II 就農までのみちすじ	
1 就農相談	11
2 情報収集・農作業体験	13
3 農業経営ビジョンの決定	14
4 研修をとおして、技術と経営ノウハウを習得	15
5 農地等の確保に向けた準備	17
6 「青年等就農計画」の作成	20
III 就農後の営農のあり方	22
IV 先輩新規就農者からのアドバイス	23
V 研修生受入農家からのエール	26
まるごと「下北」	29
新規就農支援関係事業・制度	32
【参考】青森県の主な作目の収益一覧	34
関係機関・団体リスト	35

新規就農者として、下北地域で暮らしていくことを明確にイメージしていただくために、このハンドブックを作成しました。

なお、令和5年2月現在の情報に基づいて作成したもので、制度の改正などにより事業内容等が変わる場合があります。市町村、地域県民局等に必ず御相談の上、最新の情報を御確認ください。

I 下北地域の農業

1 農業の概況

夏季冷涼な気候のため、これまで、下北地域の農業は酪農や肉用牛などの畜産、水稲、だいこんの栽培が盛んでした。農業従事者の高齢化や担い手不足等の理由から、農業総生産額、農家数ともに年々減少傾向にあります。近年は夏秋いちごを中心に新規就農者が着実に増えてきています。

夏秋いちご以外にも、さまざまな農作物等が下北地域で生産されています。

夏秋いちご



下北地域の夏季冷涼な気候を生かしてむつ市と東通村で栽培されており、主に業務用として使用されています。

近年は、栽培を始める新規就農者が多く、栽培面積・販売額ともに伸びています。

ほっかりん（水稲）



「ほっかりん」は下北地域の夏季冷涼な気候に適したお米で、「冷めてもおいしい」が売りです。

だいこん



むつ市で、農業法人を中心に大規模に栽培が行われています。

トマト・ミニトマト



人気野菜の代表がトマトとミニトマト。最近では、皮が薄く軟らかい「プチぷよ」という品種のミニトマトが増えています。

ワイン用ぶどう



むつ市川内町では、農業法人を中心にワイン用ぶどうの生産が行われています。生産されたぶどうを原料に、国内外のコンクールで数多く受賞している「下北ワイン」が製造されています。

寒立菜（かんだちな）



東通村で冬にハウス内で栽培される、糖度の高い寒締め（かんじめ）ほうれんそうです。東通村の「寒立馬」（かんだちめ）にちなんで名付けられました。

そば



東通村大和地区やむつ市脇野沢地区を中心に大規模に作付されており、東通村では例年「そば街道祭り」が開催されています。

にんにく



青森県といえば「にんにく」です。近年作付を行う新規就農者が増えており、作付面積も年々増加傾向にあります。

オコッペいもっこ（ばれいしょ）



大間町奥戸（おこっぺ）地域で栽培されるばれいしょ品種「三円薯」（さんえんいも）で、ブランド化が図られつつあります。

一球入魂かぼちゃ



一株一果採りかぼちゃで、甘さとホクホクさのバランスがよい高級かぼちゃとして販売されています。

アピオス



「アメリカホドイモ」とも呼ばれる健康野菜で、下北地域で問題となっているニホンザルによる食害が少なく、むつ市、東通村、佐井村で栽培されています。

肉用牛



むつ市川内町や東通村を中心に飼育されており、「下北牛」「東通牛」「大間牛」のブランドで親しまれています。

乳用牛



むつ市と東通村で飼育されており、むつ市の「ミルク工房ボン・サーブ」ではソフトクリームなどの加工品も作られています。



2 新規就農者が頑張る「夏秋いちご」

(1) 概要

夏秋いちごは、7～10月に収穫されるいちごを総称したもので、夏季冷涼な気候が栽培に適しているため、青森県を始めとした東北地方のほか、北海道や長野県などで栽培が盛んです。

夏秋いちごの特徴として、果実が硬く、酸味が強い品種が多く、ほとんどはケーキなどへの加工・業務用として使われています。

下北地域で栽培されている主な品種には、「すずあかね」と「赤い妖精」の2種類があります。

下北地域では、夏季冷涼な気候を生かし、平成16年から本格的に夏秋いちごの栽培が始まりました。夏秋いちごを栽培する生産者は、開始当初は2戸だけでしたが、むつ市と東通村で新規就農者を中心に年々増え続け、令和3年には21戸となり、下北地域全体での販売金額も1億円を超え、産地化が図られつつあります。

また、最近では夏秋いちごを使用したサイダーやワイン、シロップなどの加工品の製造・販売、イベントを通じた消費者への直接販売の取組も行われています。



すずあかね



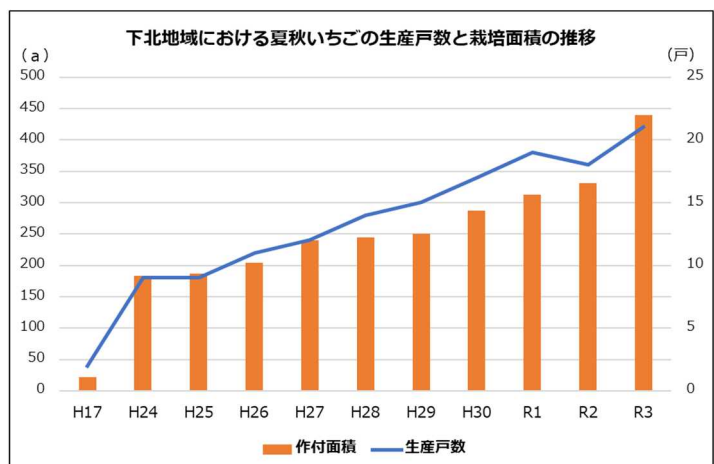
赤い妖精



夏秋いちごサイダー



夏秋いちごワイン



(2) 経営の特徴

夏秋いちごは、ビニールハウスの中で栽培します。栽培方法には大きく2種類あり、^{うね}畝を立てて土を使って栽培する「土耕栽培」と、作業性を考えた高さ1m程度のベンチ上の栽培ベッドで人工培養土を使用して栽培する「高設栽培」があります。

下北地域では、土耕栽培の生産者がほとんどですが、作業がしやすい高設栽培に取り組んでいる新規就農者もいます。

7～8月の収穫ピークを迎えると、毎日休む間もなく、根気強く収穫し、出荷・調製作業を行う必要があります。まさに「夏から秋が勝負の作物」といえます。



ビニールハウス



土耕栽培



収穫作業の様子



高設栽培



収穫期を迎えた夏秋いちご



箱詰めされた夏秋いちご

(3) 夏秋いちごの栽培暦

夏秋いちごの作業は、雪解け後の3月頃から本格的に始まります。まず3～4月にかけて、ハウスの組立（1年目のみ）と屋根のビニール張り（毎年）が行われます。

続いて、4月中旬から6月中旬頃にかけて、業者から購入した苗を定植します。

定植した苗はハウス内で生長し、開花するとミツバチ等により受粉が行われ、実を付けるようになります。

7月頃から赤く色付いた果実の収穫が始まり、大きさなどの等級ごとに選果して出荷します。

また、果実の収穫・調製作業と並行して、葉かきや病害虫防除を随時行います。

収穫・調製作業は11月下旬まで続き、12月には片付け作業を行いワンシーズンが終了します。



組立途中のハウス



苗の定植



定植後の生育



ミツバチによる受粉



収穫始めの果実



葉かき



収 穫



出荷・調製



片付け（ビニールの撤去）

<夏秋いちごの栽培暦>

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ハウス組立		苗の定植				収穫・調製			片付け
		随時葉かき・農薬散布							

(4) 夏秋いちご経営のイメージ

夏秋いちごは、どのくらいの経営規模で、どのくらい儲かるの？

ここでは、下北の夏秋いちごの収益性について、実際の経営事例を参考におおよその経営モデルを示します。

【経営モデル①】 就農スタート～2年目

(経営規模) 100坪ハウス×2棟 約7a

販売額	経営費	所得	労働時間	うち雇用労働
230万円	220万円	10万円	1,500時間	0時間

【経営モデル2】 就農5年目

(経営規模) 100坪ハウス×8棟 約27a

販売額	経営費	所得	労働時間	うち雇用労働
1,150万円	910万円	240万円	6,100時間	4,100時間

【経営モデル3】 就農10年目

(経営規模) 100坪ハウス×8棟 約27a

販売額	経営費	所得	労働時間	うち雇用労働
1,150万円	840万円	310万円	6,100時間	4,100時間

注1 販売先や需給状況により、販売単価は変わりますので、販売額は変動します。

2 高品質ないちご生産が必須です。そのためには、栽培技術の早期習得はもちろん、いつでも相談できる先輩農家や仲間の存在が重要になります。

3 労働時間は、収穫と出荷・調製が一番かかります。また、規模拡大に伴い雇用費が増加するとともに、被雇用者の労務管理も必要になってきます。



(5) 夏秋いちご経営に必要な機械・設備

夏秋いちごには、下表のような機械・設備が必要です。経営規模に合わせて必要最小限の導入を心掛け、離農農家から譲り受けたり、中古を購入するなどして、過剰な投資を避けながら計画的に導入することが求められます。

品名	数量	目安価格	備考
パイプハウス (100坪)	1棟	120万円	自力施工の場合
自動かん水装置 (タイマー式、4棟用)	1台	210万円	規模拡大時に省力化に貢献
動力噴霧機	1台	30万円	農薬散布に使用
選果小屋 (プレハブ)	1棟	120万円	果実を選別するための作業小屋
果実選別機	1台	10万円	機械が音声等で規格別に選別
冷蔵庫 (2坪)	1台	150万円	出荷前の果実を冷蔵保管

注 上記以外にトラクターやうね立て機も必要となりますが、年に数日しか使用しないため、なるべく近隣農家から借りて使用するのが望ましいです。



パイプハウス



自動かん水装置



動力噴霧機



選果小屋



果実選別機



冷蔵庫

Ⅱ 就農までのみちすじ

ここまでお読みになって、「農業」や「夏秋いちご」に対してどんなイメージをお持ちになったでしょうか。「のどかで自由」「厳しい自然との闘い」…など様々なイメージをお持ちかと思います。

まず、農業はまさに自然が相手の職業ですので、自分のペースで仕事をすることはできません。雨の日や風の日、炎天下や極寒の中での作業もありますし、連日のように朝早くから夜遅くまで作業に追われることもあります。病害虫という「ミクロの世界」から、台風などの自然災害といった「マクロの世界」まで、自然の動きを見極め、常に的確な判断を下して速やかに行動することが求められます。



そして、農業は決して一人だけで完結するものではなく、家族や地域の人々などとの協力が不可欠な職業です。一人では、病気の時に対応できません。常日頃から、周囲との良好な信頼関係を構築していく姿勢が大切です。



また、自身が農業経営者となる場合は、栽培技術や経営管理能力を習得していることはもちろん、農地や施設・機械、住居など必要なものを準備しておかなければなりません。

経営者ですので、全ての経営判断は自分で行い、責任も自分で負わなくてはなりません。

しかしながら、農業経営に対する強い意欲と実現性のある就農ビジョンがあれば、きっと理想とする充実した経営展開ができるはずです。

ここでは、就農に至るまでのみちすじをお示ししたいと思います。



■ 就農（独立自営就農）までのフロー図

就農相談

- ・ 関係機関（県、市町村、JA 等）へまずは相談。

情報収集・農作業体験

- ・ 地域農業の現状や、新規就農に活用可能な支援制度等について情報収集。
- ・ 短期間の農作業体験で農業への適性を把握。

農業経営ビジョンの決定

- ・ 具体的にどんな農業を行いたいかを整理。
- ・ 家族の同意も忘れずに。

研修をとおして、
技術と経営ノウハウを習得

- ・ 先進農家、農業法人、青森県営農大学校等で、1～2年間の研修を実施。
- ・ 各種資格も取得。
- ・ 先進的な経営の視察、農地情報の収集も。

農地等の確保に向けた準備

- ・ 市町村農業委員会や農地中間管理機構に相談し、農地を所有又は貸借を検討。
- ・ 住宅、販売先の確保についても検討。

「青年等就農計画」の作成

- ・ 経営目標（営農開始5年後）を明確に。
- ・ 借入資金の返済計画も綿密に。
- ・ 「認定新規就農者」として市町村長から認定。

経営基盤を確保し、
営農スタート!!

- ・ 各種農業制度資金の活用
- ・ 施設、機械の導入
- ・ 農業共済への加入
- ・ 税務署へ開業届、青色申告承認申請書を提出
- ・ 国給付金に係る手続

1 就農相談

(1) 相談前にまず、農業の「現実」を再確認

就農相談の前に、次のことについて検討しましょう。

- 経営が軌道に乗るには3～5年程度の期間を要するケースが多く、その間の生活費を確保する必要があります。
- 気象条件や農産物の価格変動、資材費の高騰による所得減少もあります。
- 農地や機械・設備は高額であり、資金借入が必要になることもあります。
- 単純作業の繰り返しや炎天下での肉体労働にも耐えなければなりません。
- 家族での経営が多いので、家族の理解と協力が不可欠です。
- 農村での暮らしは、不便に感じる場合があります。
- 地域の行事や共同作業にも、積極的に参加する姿勢が大切です。

(2) 「どんな農業」をするのか？

農業は、土を耕して作物を育てる「^{こうしゆ}耕種農業」と、家畜を育てる「畜産」の大きく2つに分けられます。農業では作物や家畜の種類を「作目」として分類し、どの作目を選ぶかによって経営の進め方や作業内容が変わってきます（したがって、研修先も変わってきます）。

ア 耕種農業

穀類、豆類、いも類、野菜、果樹、花き・花木、工芸作物があります。野菜や果樹、花きは畑で栽培する「^{ろじ}露地栽培」と、ハウスの中で栽培する「施設栽培」に分けられます。



イ 畜産

家畜の大きさによって大家畜（牛、馬）、中家畜（豚、羊）、小家畜（鶏）に分類されます。更に牛は肉を生産する「肥育経営」、子牛を生産する「繁殖経営」、生乳を生産する「酪農」に分けられます。



そのほか、農家の間では、生産した作物や畜産物を加工するなどして付加価値を高め、経営の多角化を進める動きもみられています。

この「生産（1次）×加工（2次）×販売（3次）」の一貫した取組を「6次産業化」といい、食品加工（総菜、菓子、漬物等）、直販、レストラン、農業体験など生産と並行して取り組んでいる農家も徐々に増えています。

（3）就農形態を考える

就農形態によっても、研修や営農の進め方が異なってきますので、事前によく考えておきましょう。

就農形態	内 容
親元就農	<p>農家の子が親の経営に入り、引き継ぐパターンです。</p> <p>就農開始時から、①親の経営の全部を引き継ぐ、②一部を引き継ぎ、数年後に全部を引き継ぐ、③親とは異なる作目で経営を開始するなどの形があります。</p> <p>技術や経営ノウハウのほか、機械・農地などの資産を親からそのまま引き継ぐことができます。</p>
雇用就農	<p>農業法人（会社）等の従業員・構成員として農業に従事する形です。</p> <p>一般の会社への就職と変わらずに、給料をもらいながら安定した立場で農業に従事することができます。</p> <p>雇用就農しながら資金を貯めるとともに、就農地を探し、数年後に新規参入したり、役員として法人経営を支えるという進路もあります。</p>
新規参入	<p>非農家出身者が、農業経営に必要な農地や機械・施設、技術、信用、販路などを独自に確保して、新たに経営を開始する形です。</p> <p>下北地域の新規就農者で一番多い就農スタイルです。親元就農と異なり、初期投資の金額が大きくなりますので、借入金の返済などを考えた綿密な経営計画が必要不可欠です。</p>
第三者承継	<p>後継者のいない農業経営移譲希望者が、自身の経営を新規参入者に引き継ぐ方式です。</p> <p>新規参入者は、農地や機械・施設をそのまま引き継ぐことができるため、早期から経営を確立できるメリットがあります。移譲者から、研修をとおして技術や経営ノウハウを習得したり、販路を引き継ぐことも可能です。</p> <p>資産評価や税務など、専門的な視点が必要となるため、税理士等の専門家を入れて手続きを進めるのが一般的です。</p>

2 情報収集・農作業体験

就農に関する各種情報、特に新規就農を支援する事業・制度について進んで情報収集し、不明な点は県や市町村などに相談しましょう。

また、非農家出身で新規参入を希望する方の場合、地域の農業・農村に関する知識はもちろん、農作業の経験も少ないことと思います。この場合、農家において「お試し」で農作業を数日間体験できる県の「^{せいてん}青天農場」がお勧めです。

農業に対する理解が深まるとともに、適性の有無（農業に向いているか否か）も判断できます。

□「青天農場」とは？

事業内容	農業経験のない方が、野菜・果樹等の農作業を学ぶための農家での短期間の実践講習	【窓口】 下北地域県民局 地域農林水産部 ☎0175-22-2685
研修内容	農作業の詳細は受入農家と相談の上決定	
研修場所	地域の主要作物※を作付けしている農家のほ場 ※下北地域は「夏秋いちご」「トマト」「きゅうり」「ブルーベリー」の4品目	
体験期間	1作業当たり2日以内、最大6日まで	
参加費用	無料、ただし受入農家までの交通費は自己負担	

注 そのほか、県外での農作業体験を希望する場合は（公社）日本農業法人協会が実施する「農業インターンシップ」があります。

<青天農場の様子>

農家から指導を受けながら、
葉かき作業(夏秋いちご) →



3 農業経営ビジョンの決定

前述のとおり「農業」といっても、水稻、野菜、花き、果樹、畜産と幅が広く、しかも野菜、花きは畑での「露地栽培」のほか、「施設栽培」（ハウスでの^{どこう}土耕栽培から^{すいこう}水耕栽培、植物工場まで）もあります。

更に、農薬や化学肥料を使用する「慣行栽培」^{かんこう}から、これらを使用しない「有機栽培」まで、いろいろな栽培方法があります。

加えて、経営作目を一つに絞る「単一経営」^{たんいつ}（例：夏秋いちごのみの経営）か、経営リスクの分散や家族労働力の適正配分を考えて複数の作目を組み合わせる「複合経営」（例：夏秋いちご+にんにく）か、あるいは農産物の生産と加工・販売、観光（6次産業化）を組み合わせた経営（例：夏秋いちご+いちごシロップ加工・販売+観光いちご園）も考えられます。

情報収集や農作業体験をとおして、自らが思い描いている農業のイメージを固め、関係機関等との相談などを通じて、「どこで、どんな農業をするのか」「どんな作物をつくりたいのか」といった経営スタイルを次第に具体化していくことが必要です。



4 研修をとおして、技術と経営ノウハウを習得

(1) 自らのビジョンに合わせて、就農希望地の近くで研修する

ア 立地条件や気象条件などで、栽培方法や出荷・販売方法が異なってきます。

できるだけ就農希望地に近い先進農家・農業法人等での研修が適切です。

イ 農地確保のめどを立てるなど、研修中から準備を進めておくことが多くあります。

就農準備の際にサポートが受けられるよう、就農を希望する地域の農家や行政機関等と良好な関係を築いておくことも大切です。

(2) 技術はもちろん、販売・記帳などの経営管理手法も学ぶ

ア 農作物の品質と収量を確保することは、農業の基本です。研修をとおして栽培技術をしっかりと習得してください。栽培ポイントをメモしたり、写真を撮って記録することはもちろん、分からないところは受入先農家等に積極的に質問してください。

イ どう売るかも大切です。受入先農家等の販売方法、特に販路開拓の手法もよく学んでください。

ウ 就農開始時から複式簿記、青色申告でスタートすることが大切です。研修をとおして、経営の中身を数字でつかむ方法も受入先農家等から習得してください。

エ 県や農協などでも、栽培技術や経営管理手法に関する研修会を開催しています。仲間づくりにもつながりますので、積極的に参加するようにしましょう。

オ 受入先農家等のほか、地域内外の先進農家等の経営を視察することも大切です。

(3) 資格・免許も取る

就農後は自由な時間が取りにくくなるので、研修期間中は受入先農家等の許可を得て、営農に役立つ資格・免許も取得しておきましょう。

刈払機取扱作業員、大型特殊自動車免許（農耕車限定）、けん引免許（農耕車限定）といったハード系の資格等のほか、危険物取扱者（乙種第4類）、毒物劇物取扱者、日商簿記等のソフト系のものなど、自らのビジョン達成に必要な資格・免許の取得を進めてください。



(4) 研修受入に関する支援制度を活用する

研修期間中に給付金を受けられる国の「就農準備資金※」など、次のような支援事業があります。詳しくは、県や市町村に相談してください。

就農準備資金※	研修期間中の研修生に対して、資金を助成。 【対象者】 就農予定時に 49 歳以下の研修期間中の研修生 【支援額】 12.5 万円/月 (150 万円/年)、最長 2 年間 【補助率】 国 10/10
雇用就農資金※	49 歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成。 【対象者】 雇用元の農業法人等、雇用して技術を習得させる機関 【支援額】 60 万円/年、最長 4 年間 注 被雇用者 (研修生) には別途、賃金が支払われます。 【補助率】 国 10/10
あおもり農力 向上シャトル 研修	就農希望地域で先進農家研修を行いながら、随時、青森県営農 大学校(七戸町)で講義や機械操作等の各種研修を受講できます。 期間は 10 か月間 (5 月～翌 2 月) です。

※農林水産省の「新規就農者育成総合対策」の令和 5 年度予算概算資料に基づき、記載しています。
今後、事業内容が変更となる可能性があります。



5 農地等の確保に向けた準備

(1) 準備①…農地

ア まずは相談

まず、県や市町村、農業委員会、JA、研修受入農家、知り合いなどに相談し、自分で求める条件に合った農地を探しましょう。

また、自分の足で就農希望地域を回り、求める条件に合う農地がないか探す姿勢も必要です。一見してよく見える農地でも、次のような点に留意してください。

- 土の排水性はよいか（特に雨天時）。また、^{れき}礫（石）が多くないか。
- 電気、水（井戸又は水道）は容易に確保できるか。
- 日当たりや風の通りはどうか。
- 基幹道路への通路は確保されているか（特に冬期間）。
- 鳥獣被害が多くないか。
- 過去に土壤汚染の履歴はないか。



イ 借入、購入は必ず許可を取る

農地を借りる・購入する場合は、必ず市町村の農業委員会に届け出る必要があります。農業委員会へ相談し、法律に基づく必要な許可を取るようにしてください。

公的な許可を取らずに、当事者間で貸借した場合、栽培途中で農地の返還を求められるなどのトラブルに発展する可能性がありますし、各種助成金や税金の特例などの支援を受けられない場合があります。

また、農地を借りる・購入する際に、賃料や売買価格の交渉を行う場合は、なるべく農業委員など公正な第三者に仲介してもらうようにしましょう。



(2) 準備②…資金

ア 必要な費用はいくらか

農業をゼロから始める場合、施設や機械の購入資金のほか、肥料代や農薬代等の運転資金など、数百万円以上の初期投資が必要となります。

更に生活資金も必要です。ローンがある場合、返済金も加味する必要があります。

年間の営農費、生活費をはじき出し、自己資金をなるべく多く用意しておくのが「いざ」というときの助けになります。



イ 本当に必要な資金は、有利な資金を借り入れる

自己資金で対応できない場合は、新規就農者向けの無利子資金「青年等就農資金」の借入が可能です。

しかし、返済は必ずやって来ます。

無利子といっても借入金（借金）には違いなく、借り過ぎないことが大切です。

償還期間（元金を返済する期間）や据置期間（元金返済が猶予される期間）も短いので、毎年の返済負担を十分に考えた上で借り入れ金額を決定する必要があります。

■ 「青年等就農資金」とは？

対 象	認定新規就農者	【窓口】 (株)日本政策金融 公庫 青森支店 ☎017-777-4211
資金使途	「青年等就農計画」の達成に必要な次の資金 ●施設・機械 ●果樹・家畜等 ●借地料（農地の取得費用は対象外） ●その他、経営開始に必要な資材費など	
融資条件	●返済期間：17年以内（うち据置期間5年以内） ●融資限度額：3,700万円 ●利率（年）：無利子 ●担保・保証人：無担保・無保証人制度	

(3) 準備③…機械・施設

経営内容に合った、適正な能力・規模の機械・施設を導入しましょう。

特に、高価な機械や施設は、複数の販売会社から見積書を取って価格を検討したり、中古市場（ネット販売やネットオークションを含む）や離農した農家から購入するなど、最初は必要最小限の装備で経営を開始した方が適切です。



(4) 準備④…住宅

きめ細かな栽培管理はもちろん、災害など不測の事態に備える意味でも、住宅は農地からできるだけ近いところで探すようにしましょう。

また、定住することが地域の信頼を生み、農業経営にもプラスに働きます。

なお、市町村によっては、住宅確保を支援しているところがありますので、市町村に相談してみましょう。



(5) 準備⑤…販売先

販売先をあらかじめ確保しておくことは、とても重要です。そうしないと、作ったはよいが、売り先がなく収入が得られないということになってしまいます。

研修先農家や関係機関からこまめに情報収集し、農業経営開始時点で販売先を決定しておきましょう。



6 「青年等就農計画」の作成

(1) 研修が終わる前に「青年等就農計画」をつくる

ア 「青年等就農計画」とは？

どんな作物を作るのか、いつどこで技術を習得する(した)のか、資金をどう調達するのか、販売先をどうするかなど、営農開始から5年後までの具体的な計画が「青年等就農計画」です。

なお、計画作成については、就農先の市町村や県がお手伝いします。

イ 計画が認定されると「認定新規就農者」へ

作成した計画が適切であると市町村に認定されると、認定を受けた新規就農者は「認定新規就農者」となり、次のような支援が受けられます。

【青年等就農計画認定の流れ】

①計画を作成し、市町村に提出



②市町村が基本構想※に照らして、計画を審査



③市町村から申請者へ認定を通知



④認定新規就農者となる
(市町村、県等が計画達成を支援)

※農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想

【主な支援措置】

- 新規就農者向けの無利子資金「青年等就農資金」の借入ができます。
- 国の「経営開始資金」の給付対象となります。
- 認定新規就農者対象の各種事業を活用できます。

(2) 計画作成に当たってのポイント

ア 新規就農者は「事業の経営者」という視点を持つ

「農業＝事業」であり「新規就農＝起業」、「農業者＝経営者」であるという自覚を持って、目指す経営像が実現可能かどうか、よく吟味して計画を立てることが大切です。

イ 当面の経営目標を決める

作目、経営面積、労働力、資金等から営農計画を立て、家族が生活できるレベルの所得（＝売上－経費）が上げられるか計算してください。

なお、就農初期は①営農開始に多額の経費がかかること、②技術が未熟であることを考慮し、収量を低めに設定するなど、現実的に達成可能な計画を作成することが大切です。

ウ 過剰な投資は絶対に避ける

前述したとおり、営農開始当初は、機械・施設等の装備は必要最小限を心掛けることが大切です。既に借り入れた資金の返還計画も考慮しながら、段階的に投資して装備を固めていく堅実な経営姿勢が必要です。



Ⅲ 就農後の営農のあり方

1 お金の流れをつかんだ堅実な農業経営

就農後は、過剰な設備投資を行わず、堅実な農業経営を行っていくことが理想です。

急ピッチで設備投資や経営規模の拡大を行うと、作業が追いつかなくなってしまうたり、運転資金が回らなくなってしまう、農業経営そのものが立ち行かなくなるという大きなリスクが生じます。

特に、経営における現金・預金等の資金がどのようにして入金・出金されたかという実際のお金の流れを表す「キャッシュフロー」の考え方を意識しないと、帳簿上は売掛金があって収益が出ているように見えていたのに、実際は現預金が足りずに、資金不足から倒産（黒字倒産）してしまう可能性があります。

このため、設備投資のため、金融機関から多額の借入れを行った場合は、先々の返済を見据えて「キャッシュフロー」の考え方を意識することが、持続的な農業経営を続けていくためには重要になります。



2 「認定新規就農者」から「認定農業者」へ

認定新規就農者の認定期間（5年間）が終了したら、「認定農業者」になりましょう。

認定新規就農者と同様、国の「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業でがんばっていかうとする農業者が立てた「農業経営改善計画」を市町村等が認定し、その計画実現に向けた取組を、関係機関・団体が連携して支援していかうという制度です。

認定農業者となることで、次のような支援を受けることができます。

【主な支援】

- スーパーL資金（実質5年間は無利子融資）など農業制度資金の融資
- 農地の利用集積や規模拡大についての支援
- 農業経営基盤強化準備金制度の活用
- 農業者年金の保険料支援（青色申告していることが前提）

IV 先輩新規就農者からのアドバイス

1 佐藤 潤・ひと美 夫妻（むつ市）【平成 28 年就農】

農業を始めたきっかけを教えてください。

農業に元々興味があり、農業系の短期大学にも通っていました。

大学卒業後、しばらく地元を離れて働いていましたが、父親が病気で倒れたため、地元に戻ることになり、そのタイミングで農業を始めました。

初めは露地野菜をやってみようと考えていたのですが、農業普及指導員からの勧めもあり、研修先で学んだ夏秋いちごを栽培することにしました。



新規就農で苦労した点を教えてください。

農地を探すことに一番苦労しました。町内会の方に相談したところ、ご主人が亡くなられて使わなくなったハウス付きの農地を紹介してもらい、借りることができました。

これまで農業をやってきて感じたことは、夏秋いちごに限らず、いろいろな作物の栽培に早いうちからチャレンジして選択肢を広げるのもいいのではないかと思います。

農業の魅力を教えてください。

子どもの教育や遊び、体験の場になることです。

また、自分たちが作ったものを子どもが食べたときに、スーパーで買ったものとは違うと感じてくれることがうれしいです。

ほかには、自分のイメージどおりに作物が育ち、収穫量を上げられたときは、達成感を得られます。



将来構想について教えてください。

第2、第3の農場を作り、経営面積を拡大していきたいです。

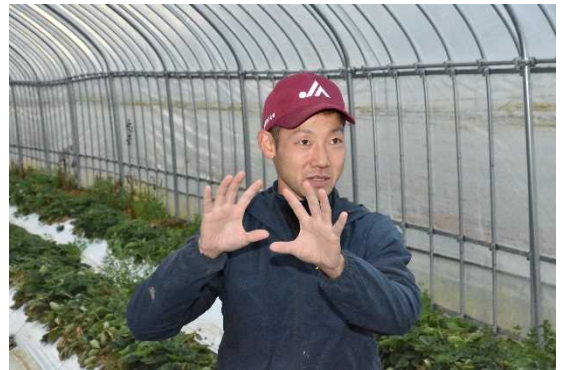
また、農業でたくさん稼いでいきたいというよりも、いろんな作物を作ることにチャレンジしていきたいと思います。

2 おおむる りょう 大室 涼さん (むつ市) [平成 31 年就農]

農業を始めたきっかけを教えてください。

私は海上自衛隊に勤務していたのですが、元々農業に参入したいという気持ちがあったため、退職して就農することに決めました。

栽培する品目として、夏秋いちごを選択したのは、メディアで紹介されていたことや研修先の農家からの勧め、また、夏秋いちごを栽培している同級生から難しい反面、収入もあるという話を聞き、チャレンジすることにしました。



新規就農で苦労した点を教えてください。

まずはゼロから始めるので、どこから手を付けていいのか、どこに農地を見つければいいのか分からなかったことです。そこで、研修先の農家に相談してアドバイスをもらい、何とかすることができました。

また、栽培管理も当初はうまくいかないことが多く、先輩農家からアドバイスをもらったりしながら、前年の失敗は繰り返さないように改善してきました。就農4年目ですが、まだまだ勉強中です。

農業の魅力を教えてください。

農業はやった分だけ自分に返ってきます。

現在は、ハウスの棟数が徐々に増えてきたことから収入も増え、やりがいを感じています。

農業は、自分で考えて行動した結果が自分に返ってくるところが魅力の一つです。



将来構想について教えてください。

令和4年にハウスを2棟増やし、目標とするハウス8棟を達成しました。

今後は、毎年安定した収穫量と収入を得て、家族が生活していけるような経営を夏秋いちごで進めていきたいです。

一番は安定した収穫量を得ること、二番は従業員を大事にすることです。やはり、安定して収穫できないと、パートさんを雇用していくことができませんから。

3 ^{すぎもと あきら}杉本 晃さん（むつ市）【令和3年就農】

農業を始めたきっかけを教えてください。

農業に元々興味があり、以前は知り合いのこかぶ農家のお手伝いをしたりしていましたが、年齢を重ねるごとに自分で農業をやりたいという気持ちが強くなってきました。

農業は高齢化で就業人口が減少していることから、逆にチャンスではないかと考え、新規参入しました。



新規就農で苦労した点を教えてください。

農地を探す、資材を調達する、就農計画を作るなど、就農するまでの準備がとても大変でした。

また、いざ就農してみると、栽培管理に苦労しました。例えば、日によって夏秋いちごの株の状態が違うので、これを肥料調節にどう生かしていくかなどです。

農業の魅力を教えてください。

自分で手をかけた分、作物はこれに応えてくれるので、そこが面白いところです。

反面、自分の判断が遅れると大変なことになるので、気を付けなければなりません。



将来構想について教えてください。

毎年失敗することはあると思いますが、自分自身の積み上げてきた経験で改善し、少ないハウスの面積で大きな収量を上げられるような「コンパクト農業」を目指して頑張っていきたいです。



V 研修生受入農家からのエール

1 えびな まさお 蝦名 正雄氏（むつ市）：施設園芸野菜〔青森県農業経営士〕

農業の魅力を教えてください。

対面販売などで消費者から直接「おいしい」「いつも食べています」と言ってもらえたときはうれしいですし、農業をやっていてよかったと感じます。

下北地域は、涼しい気候のため病害虫が少なく、有利な栽培ができることが利点です。

専業農家は少ないなど、まだまだ課題が多い地域ですが、若手農家がこれから経営を確立して、下北の農業を盛り上げてほしいと思います。



新規就農者へのアドバイスをお願いします。

まず、しっかりした営農計画を作り、これに基づいた農業経営を実現してもらいたいです。

また、農業の技術革新が進んでおり、今後はIoTなどの最新技術を取り入れていかないと生き残っていけないと思いますので、前向きに取り組んでほしいです。

そして、作ることと並行して、これから先は売ることを考えることも大切です。下北地域の夏秋いちごは大消費地から離れているので、共同でまとまった量を販売していくなどして名前を売り、産地を作っていかなければなりません。

加えて、これから進めようとしている取組が経営にプラスに働くのか、しっかりと善し悪しを見極めてから、新しいことにチャレンジするようにしてほしいです。

地域でうまくやっている農家のマネをしてみて、その上で自分なりに工夫して取り組んでみる柔軟性も必要です。



むらた むつお
2 村田 睦夫氏（東通村）：夏秋いちご等〔青森県農業経営士〕

農業の魅力を教えてください。

農業のよいところは、自分で自由な時間を作ることができることです。下北地域の冬は積雪量が多く厳しいので、夏は農業でしっかり稼いで、冬はゆっくり休むというのが私にとっては魅力です。

下北地域に合った作物を栽培するならば、低コストで始められる夏秋いちごが向いていると思います。



新規就農者へのアドバイスをお願いします。

新規就農者であっても「自分は経営者だ」という感覚を持ち、最終的な判断は自分で言い、自分で責任を持つという姿勢が大切です。

そのためにも、農家等との会合には積極的に参加して多くの人のお話に耳を傾けるなど、周囲との付き合いを大切にしながら、経営に必要な知見を増やしてほしいと思います。

また、始めてから数年間は夏秋いちごの生産に専念し、栽培技術を磨いてもらいたいです。例えば、生産が安定してから加工品開発に取り組むなど、ステップを踏んだ農業経営が理想です。

そして、何か困ったら自分だけで悩まず、先輩農家らの助言に耳を傾けるように心掛けてほしいです。うのみにする必要はありませんが、解決の糸口が必ず見つかるはずですよ。



3 きくち あきお 菊池 秋男氏（東通村）：繁殖牛 [青森県名誉農業経営士]

農業の魅力を教えてください。

基本的には年中無休で働いてますが、農業のよいところは、人に縛られず自由な時間を確保できることです。

また、牛を出荷して高値で売れた時の嬉しさは、何物にも代えることができません。

やればやっただけ自分に返ってくるのが農業ですので、やりがいがある職業だと思います。



新規就農者へのアドバイスをお願いします。

飼料価格や各種資材が高騰した反面、牛の販売価格が暴落していることから、非常に厳しい環境にあると思います。

また、生き物相手の職業なので、毎日朝晩の作業を必ずこなすといった牛に合わせた生活を送る覚悟を持って農業を始めてほしいと思います。

最後に、初期投資が大きいので、途中で辞めると周りの人に大きな迷惑を掛けることとなります。失敗しないためには、長期的な戦略が必要になるので、就農前の計画をしっかりと立てることが非常に大事です。

4 しんえいのうじょう たかまつ ひさき (株) 新栄農場 高松 久希氏（むつ市）：露地野菜 [青森県青年農業士]

農業の魅力を教えてください。

農業は、忙しい時にキッチリ仕事さえすれば、割と自由な時間を確保できるところが魅力です。

下北地域は、平均気温が低く作物全般の収量が低いと言われてますが、売り方を工夫することによって儲けることができます。



新規就農者へのアドバイスをお願いします。

いろいろな人の意見を聞いていろいろな考えを持つことが大事です。農業は1人ではできません。先輩方やいろいろな人のお世話になりながら一人前の農業者になるので、疑問に思ったことは、どんどん聞いた方がいいと思います。

次に、初期投資はなるべく抑えた方がいいと思います。例えば最初は、無理して新しい機械を買おうとせず、中古で我慢してお金を残しておかないと、後から必要なものが出てきたときに買えなくなってしまいます。

最後に、いいものを作ることが基本となるのは当然ですが、どこにどう販売するかということも大事ですので、生産から販売までを意識した農業経営を目指してください。

まると「下北」… 下北地域の気候、人口、産業

- 青森県の最北部に位置する下北地域は、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、そして佐井村の5市町村からなり、四方を海に囲まれた下北半島は、海に突き出た特徴的な形から「まさかり半島」と呼ばれています。



- 面積は1,415km²と県土の約15%を占め、急峻な山地が海岸まで迫る平野部の少ない地形であり約83%が森林となっています。

自然が豊かな下北には、日本三大霊場の一つに数えられイタコの口寄せで知られる恐山、海食崖等の優れた自然景観を有する仏ヶ浦や脇野沢西海岸、本州最北端の大間崎、そして寒立馬が有名な尻屋崎や古くから温泉が湧き出ている薬研、湯野川などを含む「下北半島国定公園」(18,641ha)があります。

- 下北地域には、海を通じての交易・文化交流した歴史があり、江戸時代には北前船により、北方、江戸、上方の文化がもたらされました。

また、明治維新に際し、会津藩が減封・転封後、1年半の間「斗南藩」を置いたことから、今もゆかりの史跡が残っています。

そのほか、国の重要無形文化財である「下北の能舞」を始め、佐井村の「福浦歌舞伎」など、数多くの伝統芸能が各地に伝わっています。

1 気候

地域内でも場所により気候が異なっており、主に次のような特徴があります。

(1) 東通り地域 (東通村)

太平洋に面している東通り側は、表日本型気候に属し、春の終わりから夏にかけての偏東風(やませ)が吹く時期には、低温・日照不足の日が続くことがあります。

(2) 西通り地域 (旧川内町、旧脇野沢村)

陸奥湾に面している西通り側は、日本海型気候に属し、夏は比較的暑いものの、11月から3月まで北西の季節風が降雪をもたらします。

(3) 北通り地域 (旧大畑町、大間町、風間浦村、佐井村)

津軽海峡に面している北通り側は、冬に海峡から吹き付ける風が強く、降雪量及び積雪量は少ない傾向があります。

□むつ市の気象

年	気温			降水量	日照時間	降雪量	最深積雪量	雪日数
	平均	最高	最低					
平成30	10.2	32.1	-15.2	1,668	1,587	452	73	131
令和元	10.4	33.0	-11.8	1,073	1,821	297	46	123
2	10.5	33.5	-14.3	1,385	1,456	213	28	109
3	10.6	33.3	-14.2	1,623	1,635	303	76	110
4	10.5	31.8	-16.2	1,608	1,714	383	81	109

(気象庁ホームページ)

2 人口

令和2年（2020年）の下北地域の人口は68,200人で、平成27年（2015年）の人口74,451人より6,251人、率にして8.4%の減少となっています。特に風間浦村、佐井村の人口減少率が、県下で最も大きくなっています。

□市町村別人口、人口増減

(単位：人・%)

市町村	令和2年 A	平成27年 B	増減数 A-B	増減率 (1-A/B)x100
むつ市	54,103	58,493	△4,390	△7.5
大間町	4,718	5,227	△509	△9.7
東通村	5,955	6,607	△652	△9.9
風間浦村	1,636	1,976	△340	△17.2
佐井村	1,788	2,148	△360	△16.8
下北地域	68,200	74,451	△6,251	△8.4
青森県	1,237,984	1,308,265	△70,281	△5.4

(令和2年国勢調査)

また、65歳以上の高齢人口の割合も高く、特に佐井村で7.5ポイント、風間浦村では7.1ポイントと高い状況です。

□市町村別65歳以上人口の割合

(単位：%)



市町村	令和2年 A	平成27年 B	増減 A-B
むつ市	34.1	29.8	4.3
大間町	36.3	29.7	6.6
東通村	35.5	30.9	4.6
風間浦村	46.3	39.2	7.1
佐井村	48.1	40.6	7.5
青森県	33.7	30.1	3.6

(令和2年国勢調査)

3 産業

下北地域の産業構造を総生産額からみると、第1次産業が3.4%（県4.4%）、第2次産業が11.0%（同21.6%）、第3次産業が85.6%（同73.9%）となっており、第3次産業の比率が高くなっているのが特徴です。

また、第1次産業の中でも漁業の占める割合が2.4%と県全体（0.7%）の約3倍強と高く、第1次産業に従事する経営体数も約8割が漁業であることも特徴的です。

□市町村内総生産（実額）

（単位：百万円）

市町村	第1次産業			第2次産業	第3次産業	
	農業	林業	漁業			
むつ市	3,831	1,409	201	2,221	15,292	147,590
大間町	882	26	8	848	1,635	11,248
東通村	1,965	388	184	1,393	4,836	14,796
風間浦村	187	0	19	168	867	2,734
佐井村	352	10	15	327	532	4,042
下北地域 (割合%)	7,217 (3.4)	1,833 [0.9]	427 [0.2]	4,957 [2.4]	23,162 (11.0)	180,410 (85.6)
青森県	203,134 (4.4)	169,669 [3.7]	3,364 [0.1]	30,101 [0.7]	988,575 (21.6)	3,376,036 (73.9)

（青森県統計分析課「令和元年度青森県市町村民経済計算」）

令和元年の農業産出額では、米・野菜等の耕種が約1/4の89千万円、畜産が約3/4の265千万円となっています。



■ 新規就農支援関係事業・制度

事業名	事業内容
経営発展支援事業※	<p>就農後の経営発展のために、機械・施設等を導入する場合、県と国が支援します。</p> <p>【対象者】 49歳以下で、令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者で、都道府県から支援を受ける方</p> <p>【補助率】 国 1/2、都道府県 1/4、本人 1/4</p> <p>【支援額】 補助対象事業費上限 1,000万円</p> <p>注「経営開始資金」の交付対象者は上限 500万円</p> <p>【対象経費】 農業用機械・施設、家畜導入、機械リース料等</p>
経営開始資金※	<p>新たに経営を開始する方に対して、資金を助成します。</p> <p>【対象者】 経営開始時に 49歳以下の認定新規就農者</p> <p>【支援額】 12.5万円/月（150万円/年） 最長 3年間</p> <p>【補助率】 国 10/10</p>
農地利用効率化等 支援交付金	<p>地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む場合等に必要な農業機械・施設の導入を支援します。</p> <p>対象者：人・農地プランに位置付けられた認定新規就農者等</p> <p>補助率：融資残額のうち事業費の 3/10 以内 等</p> <p>支援額：300万円 等</p> <p>対象経費：農業用機械・施設（事業費 50万円以上）</p>

制度名	制度内容
青年等就農資金	「認定新規就農者」が利用する経営開始のための無利子の長期資金で、「農地」の取得を除いて、農業生産のための施設や機械の取得のほか、家畜の購入費、借地料の一括払い、肥料費等の初期的経営費用などに利用することができます。
農業経営収入保険制度	<p>① 経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格低下などで、収入が減少した場合に、その減少分の一部を補填する保険制度です。</p> <p>② 基本的に、農産物ならどのような品目でも対象となります。</p> <p>③ 加入申請時に青色申告の実績が1年分あれば申請可能です。</p>
園芸施設共済	パイプハウス等の園芸施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値の8割を上限に共済金が支払われます。
労災保険 (特別加入制度)	<p>① 年収に応じた保険料で、万が一の農作業事故に備えた様々な補償を受けることが可能です（療養補償、休業補償、障害補償等）。</p> <p>② 本来加入義務のない農業者の場合も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入することができます。</p>

※農林水産省の「新規就農者育成総合対策」の令和5年度予算概算資料に基づき、記載しています。
今後、事業内容が変更となる可能性があります。

参 考

●青森県の主な作目の収益一

就農当初の販売量、粗収益等は6割程度を目安としてください。

(10a、1頭当たり)

作 目		販売量 (kg)	単価 (円/kg・本)	粗収益 (円)	経費 (円)	所得 (円)	労働時間 (時間)
水 稲 ・ 畑 作	水稻(3ha規模)	600	221.8	133,080	106,028	27,052	24.1
	小麦(20h規模)	300	35.0	79,050	45,779	33,271	3.4
	大豆(20ha規模)	180	133.0	88,730	43,036	45,694	3.6
野 菜	ながいも	2,560	321.0	821,760	547,065	274,695	130.3
	にんにく	975	1,383.0	1,348,425	536,905	811,520	216.4
	ごぼう	2,340	191.0	446,940	280,094	166,846	47.8
	だいこん(夏)	6,000	88.0	528,000	413,640	114,360	57.8
	にんじん(春夏)	3,800	113.0	429,400	355,626	73,774	57.7
	ばれいしょ	3,440	140.0	481,600	265,831	215,769	46.7
	こかぶ	4,500	186.0	837,000	473,066	363,934	210.0
	ねぎ(露地)	3,750	307.0	1,151,250	777,306	373,944	242.1
	ねぎ(ハウス)	7,200	476.0	3,427,200	2,229,536	1,197,664	789.5
	メロン(普通栽培)	2,250	367.0	825,750	676,927	148,823	151.1
	トマト(夏秋)(ハウス)	9,000	302.0	2,718,000	756,625	1,961,375	707.1
	トマト(ハウス)	7,200	662.0	4,766,400	2,567,785	2,198,615	1,690.3
	ほうれんそう(年4回)	5,400	582.0	3,142,800	1,427,394	1,715,406	727.7
	いちご	4,500	924.0	4,158,000	2,213,557	1,944,443	1,507.6
	いちご(夏秋)	2,500	1,561.0	3,902,500	2,924,689	977,811	2,028.0
	アスパラガス(3年目以降)	450	1,144.0	514,800	285,247	229,553	193.6
果 樹	りんご(ふじ・無袋・わい化)	3,420	297.0	1,015,740	582,458	433,282	199.0
	おうとう(佐藤錦)	680	1,192.0	810,560	623,370	187,190	305.9
	西洋なし(ゼネラル・レクラーク)	2,125	244.0	518,500	393,910	124,590	230.3
	ぶどう(スチューベン、露地)	1,800	360.0	648,000	418,815	229,185	202.2
花 き	夏秋ギク	40,000	68.0	2,720,000	1,427,289	1,292,711	963.1
	デルフィニウム	25,000	139.0	3,475,000	1,752,564	1,722,436	1,582.8
	宿根カスミソウ	13,500	165.0	2,227,500	1,513,977	713,523	639.5
	トルコギキョウ	30,000	129.0	3,870,000	1,642,998	2,227,002	1,057.0
畜 産	酪農(経産牛40頭規模)			1,062,030	695,287	366,743	123.3
	和牛繁殖(成牛20頭規模)			631,447	279,947	351,500	71.3

資料：令和4年度「主要作物の技術・経営指標」

参 考

●農業で使われる単位

1 町 (ちょう) = 3,000坪 ≒ 100a = 1ha = 10,000m²

1 反 (たん) = 300坪 ≒ 10a = 1,000m²

1 畝 (せ) = 30坪 ≒ 1a = 100m²

1 坪 (つぼ) ≒ 3.3m²

■ 関係機関・団体リスト

<就農相談窓口>

機関名	住 所	電話番号
下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8	0175-22-2685

<市町村新規就農担当窓口>

市町村名	課 名	住 所	電話番号
むつ市	農林畜産業振興課	〒035-8686 むつ市中央一丁目8-1	0175-22-1111
大間町	産業振興課	〒039-4601 大間町大字大間字奥戸下道20-4	0175-37-2111
東通村	農林畜産課	〒039-4292 東通村大字砂子又字沢内5-34	0175-27-2111
風間浦村	産業建設課	〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目28-5	0175-35-2111
佐井村	産業建設課	〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森20	0175-38-2111

<市町村農業委員会（農地の相談窓口）>

市町村・委員会名	住 所	電話番号
むつ市農業委員会	〒035-8686 むつ市中央一丁目8-1	0175-22-1111
大間町農業委員会	〒039-4601 大間町大字大間字奥戸下道20-4	0175-37-2111
東通村農業委員会	〒039-4292 東通村大字砂子又字沢内5-34	0175-27-2111
風間浦村農業委員会	〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目28-5	0175-35-2111
佐井村農業委員会	〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森20	0175-38-2111

<農業協同組合（営農指導、資材・種の購入、金融）>

機関名	住 所	電話番号
十和田おいらせ農業協同組合 むつ支店	〒035-0033 むつ市横迎町一丁目11-35	0175-22-1315



しもきた新規就農ハンドブック（令和5年3月発行）

発行元：青森県下北地域県民局地域農林水産部

〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目1-8

直通TEL：0175-22-2685

- 本書の一部あるいは全部を無断で複写、複製、転載することを禁止します。
- 掲載の情報は、令和5年2月現在のものです。